

令和4年度第1回四條畷市都市計画審議会
議事録

1 日時：令和4年11月24日（木）
午後3時00分～午後4時00分

2 場所：四條畷市役所東別館2階201会議室

3 出席者：（委員） 森本勉委員 柳生駿祐委員 吉田涼子委員
長畑浩則委員 島弘一委員 歌門敬子委員
上村一彦委員 菅久子委員 木村岐代子委員
藤森政幸委員 犬伏令子委員 田中一成委員
村川春水委員

（市側） 東市長
足立都市整備部次長兼都市政策課長
建設管理課古野主任
都市政策課 川崎主任 三宅事務職員 永野事務職員
笠井生活環境課長
四條畷市交野市清掃施設組合 奥田局長 上村管理課長

（傍聴） 0名

（事務局） 都市政策課

4 案件：（1）東部大阪都市計画生産緑地地区の変更について
（2）東部大阪都市計画ごみ焼却場（四條畷市決定）の変更について

午後3時00分開会

事務局： 定刻になりましたので、始めさせていただきます。

それでは、ただいまより、令和4年度 第1回 四條畷市 都市計画審議会を開催いたします。

本日は、ご多忙にもかかわらず、また、コロナ禍の中、本審議会にご出席いただきましてありがとうございます。私、都市政策課の川崎でございます。よろしくお願いいたします。

本日の審議会は、新型コロナウイルスの感染症拡大防止の観点を踏まえ、対応を行うことで開催しております。配席につきましては、ソーシャルディスタンス確保のため間隔を設けてさせていただいております。また、会議中におきましてもマスクをお付けいただき、ご発言の際もマスクを付けたままとさせていただきます。委員の皆様には大変、ご不便をおかけしますが、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

また、本審議会は、議事録の作成のため、録音させていただいておりますので、ご了承をお願いします。

次に、議事に入ります前に、本日お配りしている会議資料の確認をいたします。

あらかじめ配布しております 議案書、

続きましてお手元に配布しております 会議次第

同じく資料1 四條畷市 都市計画審議会 委員名簿

資料2 四條畷市 都市計画審議会 条例

資料3 四條畷市 都市計画審議会の会議の傍聴要領

資料につきましては、以上です。資料が足りない方はおられますか。

次に、本日の審議会委員の出席状況について、ご報告いたします。

本日、欠席されている委員を報告いたします。

山下委員、熊谷委員におかれましては、所用のため欠席させていただくとのご連絡をいただいております。

また、藤森委員におかれましては、遅れるとのご一報をいただいております。審議会開催時間内にご到着いたしました場合は、途中からご着席いただきますので、よろしくお願いいたします。審議会委員の総数は15名、そのうち現在出席いただいている委員は12名でございます。

したがいまして、四條畷市都市計画審議会条例第7条第2項に規定する委員の2分の1以上の出席要件を満たしておりますので、本会議が成立していることをご報告申し上げます。

事務局： それでは、審議会の開催にあたり、市長の東よりご挨拶いたします。

<市長 挨拶>

事務局： ありがとうございます。それでは、事務局より各委員の皆様のご紹介をいたします。配付しております資料1の委員名簿の順に従い、ご紹介いたします。それでは、都市計画審議会条例第3条第2項第1号の市議会議員のみなさまから。森本勉委員でございます。柳生駿祐委員でございます。吉田涼子委員でございます。長畑浩則委員でございます。島弘一委員でございます。

次に、第2号の一般市民のみなさまから。歌門敬子委員でございます。

次に、第3号の学識経験を有する者のみなさまから。上村一彦委員でございます。菅久子委員でございます。木村岐代子委員でございます。藤森政幸委員でございます。犬伏令子委員でございます。田中一成委員でございます。村川春水委員でございます。

以上で委員のみなさまのご紹介を終わります。各委員の皆様におかれましては、今後ともよろしくごお願い申し上げます。

次に、本市職員及び事務局を紹介いたします。都市整備部次長兼都市政策課長足立でございます。都市整備部建設管理課主任の古野でございます。都市整備部都市政策課の三宅でございます。同じく都市政策課の永野でございます。また、本日は、関連案件がございますことから、関係課職員が出席しております。市民生活部生活環境課長の笠井でございます。四條畷市交野市清掃施設組合局長の奥田でございます。四條畷市交野市清掃施設組合管理課長の上村でございます。以上、よろしくごお願いいたします。

続きまして、審議会に対し、市長より諮問させていただきます。

会長につきましては、ご起立をお願いいたします。市長につきましては、会長の横までご移動をお願いいたします。

<市長 諮問書朗読>

事務局： なお、市長は、次の公務がございますので、誠に申し訳ございませんが、ここで退席させていただきます。ご了承いただきますようお願いいたします。

また、先ほどの諮問書につきましては、複写を行ったものをこれより各委員にお配りさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

<市長 退席>

<諮問書（写し）配付>

事務局： それでは、これより、ご審議をお願い申し上げたいと存じますが、四條畷市都市計画審議会条例第7条第1項の規定により、「会長がその議長となる」となっております。したがって、これより会長に議事の進行をお願いしたいと思います。田中会長よろしくごお願いいたします。

田中会長： それでは、早速ですが、議案の審議に入りたいと思います。

議案書の議案 1 の四條畷市決定案件であります、「東部大阪都市計画生産緑地地区の変更」について審議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

議案 1

事務局： 改めまして、建設管理課の古野でございます。よろしく申し上げます。

それでは、議案 1、「東部大阪都市計画 生産緑地地区の変更」につきましてご説明させていただきます。説明は前方のスクリーンに沿って行いますが、議案書の 1 ページから 5 ページが本案件に関するページですので、こちらもあわせてご覧ください。

はじめに、生産緑地制度について簡単にご説明をさせていただきます。

生産緑地地区とは、市街化区域内の農地等が有する緑地機能などを評価し、これらを計画的に保全することにより、災害の防止、都市環境の保全などの効用が期待できるなど、良好な都市環境の形成に資するものとして、都市計画で定める地区のことでございます。

また、面積要件といたしまして、当初、500 平方メートル以上の一団の区域としておりましたが、平成 29 年の生産緑地法の改正を受け、本市では令和元年 9 月 19 日に条例を施行し、面積要件を 300 平方メートルに緩和しております。

また、生産緑地を解除するには、買取申出の手続きが必要となります。

買取申出の手続きは次の 2 点いずれかの要件がなければ行うことができません。

1 点目は生産緑地の指定から 30 年経過した場合でございます。2 点目は主たる農業従事者の死亡、または故障により営農が不可能になった場合でございます。どちらかの要件を満たした場合に限り、買取申出の手続きを行うことが可能となります。また、生産緑地法第 10 条に基づき、市に対して買取申出を提出したのち、市が買い取りを行わず、買取申出日から 3 か月の間に他の農業従事者への所有権移転がない場合は、建築物の建築や土地の区画形質の変更などの行為の制限が解除され、土地利用を図ることが可能となります。簡単ではございますが、生産緑地制度についての説明は以上となります。

それではこれより、今回変更いたします生産緑地地区についてご説明させていただきます。これより先は、議案書に記載されている内容についてご説明いたします。

事務局： 前方のスクリーンをご覧ください。また、議案書では 1 ページになります。こちらは今回変更対象である 2 地区を示した計画書でございます。葎屋本町 2 号と、中野本町 6 号となっております。

次に変更する理由でございますが、一方は主たる農業従事者の死亡、もう一方

は主たる農業従事者の故障によるものとなっております。

次に、議案書では A3 サイズの用紙で 2 ページになります。丸枠で囲んだ地区が変更箇所となっております。

続きまして、地区ごとに変更内容を説明させていただきます。議案書では 3 ページになります。当該地区は蔀屋本町地内に位置し、名称は蔀屋本町 2 号でございます。区域変更理由といたしましては、当該生産緑地におきまして、生産緑地法第 10 条の規定による、主たる農業従事者の故障を理由とした生産緑地の買取申出があり、行為の制限を解除した当該地区の廃止を行うものでございます。こちらの生産緑地は、土地所有者が 2 名おり、写真の赤色で囲まれた地区をお持ちの方が故障したため、蔀屋本町 2 号全体の内一部を廃止いたします。なお、廃止する箇所に関しましては、今後宅地利用される予定とお聞きしております。

続きまして、こちらも生産緑地の廃止をする地区でございます。議案書では 4 ページになります。当該地区は中野本町地内に位置し、名称は中野本町 6 号でございます。廃止理由といたしましては、生産緑地法第 10 条の規定による、主たる農業従事者の死亡を理由とした生産緑地の買取申出があり、行為の制限を解除した当該地区の廃止を行うものでございます。こちらに関しましては、土地所有者が 2 名おり、面積の割合が大きい側の方がお亡くなりになったことにより、買取申出をお出しいただいている状況ですが、残りの土地につきましても、生産緑地単体として維持できる 300 m²を切ってしまうことから、今回の廃止に伴い、道連れ廃止となります。土地所有者様に対しましては、本市並びに買取申し出者より説明を行いご納得いただいております。写真の赤色で囲まれた地区について廃止し、赤色車線で囲まれた地区について道連れ廃止いたします。

なお、こちらも廃止後に関しましては、宅地利用される予定とお聞きしております。

次に、変更する面積についてご説明させていただきます。

議案書では 5 ページになります。少し見えづらいところがありますので、前のスクリーンをご覧ください。

まず、蔀屋本町 2 号につきましては、約 0.08 ヘクタールの内 0.02 ヘクタールが廃止となり、0.06 ヘクタールに区域変更されます。

次に、中野本町 6 号につきましては、約 0.08 ヘクタール全て廃止となります。以上により、本市の生産緑地 地区数は 1 地区減少のため 91 地区となります。面積の合計は、約 17.28 ヘクタールから約 17.18 ヘクタールに減少となります。以上が、本日もご審議をお願いする生産緑地地区の変更内容となります。

最後に、都市計画手続きの経過と今後のスケジュールについて簡単にご説明いたします。

まず、都市計画法第 19 条に基づく大阪府との協議結果については、9 月 28 日付けで「異議」がない旨、回答をいただいております。その後、都市計画法第 17 条の規定による縦覧を、10 月 17 日から 10 月 31 日にかけて 2 週間行いましたが

意見書の提出はございませんでした。

今後の予定につきましては、本案件のご議決ののち、市長への答申をいただきましたら、速やかに決定の告示を行う予定でございます。

以上、議案 1、東部大阪都市計画生産緑地地区の変更についての説明でございます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

田中会長： ただいま、事務局から説明がありましたが、これについてご質問やご意見ありましたらお願い致します。よろしいですか。ありがとうございます。ご意見、ないということで「異議なし」のお言葉を頂きました。

田中会長： 議案 1 の東部大阪都市計画生産緑地地区の変更について、これについて「承認する」ということでご異議ありませんでしょうか？

「異議なし」の声あり

田中会長： 「異議なし」のお声をいただきましたので、諮問に対し『異議なく承認する』ことを答申いたします。答申につきましては、事務局で所定の手続きを進めさせていただくということでご異議ありませんか？

「異議なし」の声あり

田中会長： 「異議なし」のお声をいただきましたので、手続きを進めさせていただきます。

田中会長： それでは、次の議案の審議に入りたいと思います。

議案書の議案 2 の四條畷市決定案件であります、「東部大阪都市計画ごみ焼場（四條畷市決定）の変更」について審議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

議案 2

事務局： はい。それでは引き続きまして、建設管理課古野でございます。よろしくお願いいたします。

こちら議案第 2 号の東部大阪都市計画ごみ焼却場の変更について説明させていただきます。それではお手元の議案書をご覧ください。本案件に関しまして、現在、都市計画ごみ焼却場が二つある状態ですが、そのうちの一つを廃止する変更を行うものであります。四條畷市交野市ごみ焼却場のうち、新たに設置したごみ焼却場が、平成 30 年 2 月に供用開始したことから、これまで稼働していたごみ焼却

場は供用を停止している状態でございます。よって、供用停止したごみ焼却場につきまして廃止するものとなります。都市計画手続きにおける大阪府からの意見書につきましては、異議なしの回答をいただいております。

それでは、まずはですね、ごみ焼却場のごみの処理について、簡単にご説明いたします。昭和 30 年代の後半から人口が増え、各家庭から出るごみも多くなってきたため、ごみを焼却処理するための施設が必要となって参りました。そこで、本市は昭和 41 年 1 月にごみを処理するための組織、四條畷市交野市清掃施設組合を、交野市と共同で設立し、ごみ焼却場の建設と運営を、こちらの組合で行っております。四條畷市交野市清掃施設組合では、清滝地区にごみ焼却場を建設いたしました。これが旧ごみ焼却場となります。昭和 42 年 7 月には 1 号炉を稼働させ、昭和 48 年 4 月に 2 号炉を稼働させました。昭和 42 年 7 月から平成 29 年 10 月までの約 50 年間に於いて、安定稼働を行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努めて参りました。旧ごみ焼却場は、本市の中部地域に位置しております。こちら国道 163 号に近接しており、ごみ収集車の運行にとって便利な位置に存在しておりました。こちらは詳細の図になります。旧ごみ焼却場の位置は大阪電気通信大学とゴルフ倶楽部四條畷の間に位置し、国道 163 号の旧道の方からアクセスが可能となっております。こちらが旧ごみ焼却場における停止までの 5 年間のごみ搬入量の推移をあらわしております。ごみの搬入量は、本市と交野市の全体で約 3 万トンで推移しておりました。旧ごみ焼却場は昭和 42 年 7 月から平成 29 年 10 月までごみを焼却しておりました。こちらの表は、現在のごみ処理施設における平成 29 年 9 月の試運転時のごみの受け入れから、令和 2 年度までの搬入量推移をあらわしております。ごみ搬入量は本市と交野市の全体で約 3 万トン推移しております。表には、※印でリサイクル施設等とありますが、旧ごみ焼却場にはリサイクル施設がなく、ごみを燃やすだけの施設でしたが、現在のごみ処理施設には、新たに粗大ごみや資源ごみを受ける、受け入れるためのリサイクル施設が併設されております。 ※印の、リサイクル施設等とは、粗大ごみや資源ごみをリサイクル施設で選別処理した後に出てくる、燃えるごみの量をあらわしております。こちら旧のごみ焼却場と現在のごみ処理施設の位置関係を示しております。旧施設は四條畷市地域に設置しておりましたが、現施設に関しては交野市地域に設置しております。

次に、都市計画の内容についてご説明させていただきます。都市計画法により、ごみ焼却場等の処理場は、都市計画で定めるものとされております。本市では、昭和 47 年に、四條畷市交野市ごみ焼却場として、当初の都市計画決定をしております。平成 25 年には、ごみ焼却場の老朽化に対応するために、交野市地域に新たにごみ焼却場を設置し、追加する都市計画変更を行っております。今回、旧ごみ焼却場を廃止し、変更する理由といたしましては、新たに設置したごみ焼却場が、平成 30 年 2 月に供用開始したことから、これまで稼働していた旧ごみ焼却場の供用は停止されております。旧ごみ焼却場につきまして、供用を停止したことと、跡地利用の方針が決まったことから、廃止とし、都市計画を変更するものであります。

こちらは新旧対照表です。上段の変更前の229-1が、旧ごみ焼却場で、229-2が新たに設置したごみ焼却場になります。今回、229-1の旧ごみ焼却場廃止いたしますため、下段の変更後で229-2の、新たに設置したごみ焼却場のみとなります。

都市計画変更のスケジュールについて説明させていただきます。今年度に入りまして、都市計画変更について、大阪府との協議を重ねて、9月27日に意見なしと回答いただいております。その後、10月17日から2週間、都市計画変更案の縦覧を行いました。意見がなかったことから、本日の審議会へお諮りしております。本日の審議会でご承認をいただきましたら、速やかに都市計画変更の告示を行う予定となっております。説明は以上でございます。

田中会長： ありがとうございます。ただいま事務局より説明ありましたが、この件につきまして、質問やご意見はございませんか？

森本委員： 意見はありませんが、私も向こうの派遣議員ですので、私としては知っていますが、せっかくの機会ですので、どういう跡地利用の方向になるのか説明をお願いします。議会でも明らかになった程度でお願いします。

事務局： 今、前のパワーポイントの方で出させてもらっています。

令和4年度に造成工事及び解体費、解体費用の設計ということで今現在進めております。令和4年から令和6年にかけて解体工事と、造成工事の実施を行いたいと思っております。それから令和6年から7年で、災害用の臨時ヘリポートの整備の実施計画、それに合わせて整備工事の方をしていきたいということで、今後のスケジュールで進めております。

田中会長： ありがとうございます。よろしいでしょうか。

他の件でも結構ですので、もし何かご意見等あれば、よろしくをお願いします。

木村委員、よろしくをお願いします。

木村委員： 木村でございます。ごみ焼却場の跡地というのは何かと、例えばダイオキシンとか、いろんな問題があるように聞いておりますが、その辺のところの、調査されてのご計画でしょうか？

田中会長： 事務局、よろしくをお願いします。

事務局： はい。四交組合の奥田と申します。

旧焼却施設が廃炉になり、それにつきまして法律に基づいて、土壤に関する調査をさせていただきます。ダイオキシン類については、基準値は超過しております。

せんが、その他、フッ素と鉛について若干基準値を超えております。大阪府の方に、その結果を報告しております。今の場所につきましては、区域指定されており、要届出管理区域に指定されております。今、その物質がどうこうってということではないですが、区域指定をされていますので、施設については、立入が簡単にできないような形で、万能扉で囲み鍵をつけて、施設組合の方で管理をしております。また監視カメラを設置するなど、2週間に1度、そのカメラの映像の確認及び異常がないかの確認をしているのが現状でございます。以上でございます。

木村委員：ありがとうございます。

田中会長：ありがとうございます。その他、よろしいでしょうか？

事務局：事務局から1点訂正をお願いしたいと思います。申し訳ございません。議案書の方の9ページ、最終ページですね、新旧対照表を付けているのですが、こちらの番号が、230-1、230-2になっているのですが、こちら正確には229-1、229-2となりますので、こちらの方に訂正してお示しをいたします。

田中会長：これは、変更前の番号が229-1から229-2で、変更後も・・・はい。お願いします。

事務局：変更後の方に229-2となります。

田中会長：ありがとうございます。9ページの名称のところにある番号の230が、すべて229に変更ということで訂正の方をよろしくお願い致します。議案書の一番最後のページになります。その他、何かありますでしょうか？よろしいでしょうか？

田中会長：ちょっと司会からなのですが、先ほどのフッ素とか鉛とかのこの基準値の件ってというのは、公表とかはされているのでしょうか。

事務局：大阪府の方から告示の形で公表されております。

田中会長：はい。どうもありがとうございます。他にご質問等ありますでしょうか？

上村委員：今管理されているということですが、これ将来的にはどうされるご予定ですか？フッ素とか鉛の部分に対してどうされるのでしょうか？

田中会長：今は区域指定されているということですが、将来的にこの基準値が下がった場合

どうするのかということですね。よろしく申し上げます。

事務局： 現状では、対策はしておりませんが、まず、管理区域に指定されたということでございます。今後その土を先ほどありました、造成工事と解体工事を実施しヘリポートに整備していきます。その土を触るということになりますと大阪府の方に届け出が必要になります。その土が外に出ないような対策をし、要管理区域とは、直接人が摂取するとか、地下水を飲用する場合には、要措置区域になりますが、管理区域の場合は、そのリスクがありませんので、今後は直接摂取をしないような形でヘリポートが整備された後も、勝手に出入りができないような形、立入禁止にして誰もがその土を触ることがないように、今出ている所よりも盛土もしていきますので、直接接取のリスクが減りますので、対応としてはそのような形で、今その土を外に持ち出すというのは考えてございません。

田中会長： ありがとうございます。その他、何かありますでしょうか？
そうしましたら、本件、議案2の東部大阪都市計画ごみ焼却場（四條畷市決定）の変更については、承認するというので、ご異議ございませんでしょうか。

異議なしの声あり

田中会長： 「異議なし」のお声をいただきましたので、諮問に対し『異議なく承認する』ことを答申いたします。答申につきましては、事務局で所定の手続きを進めさせていただくということでご異議ありませんか？

異議なしの声あり

田中会長： 「異議なし」のお声をいただきましたので、手続きを進めさせていただきます。それでは、「その他」、事務局から何かございますか？

事務局： ありません。

田中会長： 他にご質問・ご意見はございませんか？

田中会長： 特に無いようであれば、以上で本日の議事は全て終了であります。円滑な議事の進行に、ご協力いただきありがとうございました。 それでは、これで司会を事務局にお返しいたします。

事務局： 田中会長、ありがとうございました。

最後に、四條畷市都市整備部次長兼都市政策課長の足立より、閉会のご挨拶を申し上げます。

足立課長： 閉会にあたりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

会長をはじめ、委員の皆さまにおかれましては、お忙しい中お時間を頂き誠にありがとうございます。

また、本日の2件の案件につきまして、ご承認いただきありがとうございました。今後とも、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。11月も終わりに差し掛かり、寒さも本格的になって参りました。年末に向けてご多忙のことと思いますが、十分ご自愛いただき、益々ご活躍されますことをお祈りいたしまして、お礼のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

事務局： それでは、これを持ちまして令和4年度第1回四條畷市都市計画審議会を終了いたします。本日はありがとうございました。